災害派遣福祉チーム（DWAT）養成基礎研修
―DWAT の心構えと、自施設 BCP への視座―

2026.2

びわこ学院大学　教授
烏野財団　代表

［目的・前提］　―有事における働き方について、職員を守り、職員を活かすことが試される―

・DWAT として被災地に向かう職員だけではなく、彼らを受け入れる被災施設にも当てはまる考え

・2025 年 5 月 28 日に可決され改正となった災害対策基本法では、被災者宅・車中泊として避難している人へ「福祉サービスの提供」が明文化された

（…具体的に、どう被災者宅や、車中泊している被災者の元へ、福祉サービスの提供を行うのか）

＜DWAT の定義と役割＞
・「災害福祉支援ネットワーク」にもとづいて、災害派遣福祉チーム（DWAT）が避難所等（自宅・車中泊含む）での災害時要配慮者に対し、福祉サービスを提供する

※全国老施協　2026 年 1 月時点での登録者数　1,635 名

＜キーワード＞

- **「場」から「人」へ**　…　避難所での支援から、在宅含めた環境への支援へ
  （自宅避難や車中泊避難者への対応）
- **被災者心理への配慮**　…　能登半島地震での教訓から、「避難の長期化」に伴うストレス
  （被災者のメンタルヘルスだけではなく、派遣される者の労災、過労死等も問題に…）
- **夜間の発災を前提**　…　前「さらに、土日・夜間」から、改正「夜間・休日」に優先順位が変更
- **役割分担（範囲や取決め）**　…　市区町村（個別避難計画）と福祉事業者との
  （通所や訪問サービスの利用者をイメージするとなると…）
- **72 時間以内の派遣調整**　…　被災地への当直は、４日目の朝

1　昨今の自然災害の特徴　―被災する状況―

- 来るのは夜　…　そう、夜勤帯
- 夜勤者のみ　…　少ない夜勤者のみで、スプリンクラーの破損に対応できますか??
- 停電、断水　…　エレベーター、エアコン、トイレ、パソコン等 DX 化の弱点を突かれる
- 地震による液状化　…　「重ねるハザードマップ」だけでは地理的リスクの把握に難あり

2　自施設 BCP の落とし込みは…　BCP の発動基準

Q　2024 年元旦、能登半島の地震で、何を考え、何に戸惑ったのか…?

きっと…

・震度 6 強の地震が、このエリアで起きていたら…　元旦で、それも雪の降るこの時期

・これまで作成した BCP は果たして実効性のあるものとして、役に立つのだろうか…

－日ごろ起きる事象として－

気象庁は午前８時前、●県北部に昼過ぎから夜のはじめまで、線状降水帯が発生、大雨災害の危険度が急激に高まる、と報道。

（2025 年　7/18（金）九州北部　7/30（水）カムチャッカの地震による津波）

＜選択として＞　（例えば作業所や、通所系サービスであれば…）

お休み　・完全にサービスを中止（ひょっしたら空振り…　収益減…）

実施する　・やるものの、昼前までに昼過ぎからの運営を判断

・帰せる利用者と帰せない利用者を判断（帰せない利用者に対しては、どうする？）

・上層階がある施設であれば、ショートステイ等での対応（利用者負担は？）

・平屋の事業所であれば、他施設連携での連携施設へ避難（避難できるか？）

※　昨今の線状降水帯等による豪雨は、15～20 分程度の集中豪雨　避難や考える時間さえ与えない…

BCP での重点項目　〈見直しを迫られる部分…〉

・推進体制　（役割、部署・役職、氏名…）　誰がどこに住んでいる?

・地理的リスクの把握　（ハザードマップ等）　誰が来れるのか?

・優先業務の選定（優先する事業、優先する業務）　朝・昼・夕・夜間　何人体制で…?

・職員の参集基準　（強制参集等）

・勤務シフト　等々

判断基準　…「BCP 発動基準」

※　行政からの「避難指示」や「緊急安全確保」等が発令されないということを大前提に

※　2026 年 6 月の梅雨時期から運用　「レベル 4＝危険警報」になる　注意報→警報→危険警報→特別警報

体制確立の判断時期	体　制	活動内容	対応要員
(例)いずれかに該当すれば 警戒レベル３　警報 ・大雨警報（雨） ・洪水警報（川） ・氾濫警報（川） ・土砂災害警報（山） [沿岸部] ・高潮警報（海）	高齢者等避難	・利用者名簿(優先順位確認) ・職員数確保の把握 ・気象情報等の情報収集 ・数時間後の危険レベル等も含め	・防災担当職員他 （他には、誰が…?）
(例)いずれかに該当すれば 警戒レベル４　危険警報 ・記録的短時間大雨情報発令 ・線状降水帯の発生 ・大雨危険警報　（雨） ・土砂災害危険情報（山） （大雨警報発令中が前提） ・氾濫　危険　警報（川） ・氾濫　危険　水位（川） ・洪水危険警報（川） [沿岸部] ・高潮危険警報（海）	（全員）避難指示	・気象情報等の情報収集 ・避難場所への避難誘導 ・使用する可能性が高い蓄電器等の準備 ・利用者家族への事前連絡 ・職員含め人数確認 ・地域住民への協力要請	・管理者他 （他には、誰が…?）
(例)いずれかに該当すれば 警戒レベル５　特別警報 ・大雨特別警報（雨） ・土砂災害特別警報（山） ・氾濫特別警報（川） ・氾濫　発生　情報（川） [沿岸部] ・高潮特別警報（海）	緊急安全確保	・垂直避難 ・浸水が考えられるなら、土嚢を敷く等の作業の後、電源の喪失前に、上階へ避難する ・スペースの確認、変更と、職員の加配等を済ませ、蓄電池等で電源を確保する。 ・防災備蓄品の確認	・管理者他 （他には、誰が…?） ・強制参集職員他

大規模災害対応表　　（2026 年 2 月 13 日　時点）

災害種別	インフラ類	現象	対策
台風 大雨 津波	停電 断水	河川決壊・土砂崩れを想定 ●増水等よる電源設備崩壊での停電 ●水道管破損による浄水場浸水での断水 ●昨今の線状降水帯、記録的短時間大雨情報等では、15～20 分程度の集中豪雨が顕著なため、避難する時間や判断する時間的猶予がない ✓ エレベータ使用不能 ✓ 空調関係不能（エアコン等） ✓ 上層階からの浸水 ✓ ボイラー停止による入浴不可 ✓ トイレ使用不可 ✓ パソコン、テレビ、ネット類使用不能 ✓ ナースコール、センサーマット、エアマット類不能 ✓ ギャッジベッド使用不能、洗濯機使用不能 ✓ 電子カルテ、記録類打込不能 ✓ 厨房、冷蔵・冷凍不能 ✓ ミキサー、フードカッター、スチームコンベクション等使用不能 ✓ 電話・Fax での受発注不能	■ 食事提供時間の変更（夕食は早めの時間に） ■ 冷蔵、冷凍の温度設定は事前に強冷に(戻すのを忘れぬよう) ■ 懐中電灯の数量確認、電池等の確認 ■ トイレは、紙と排泄物とを分けて処理（詰まるため） ■ 浸水は 1 階からだが、暴風雨の場合、上層階から浸水する。窓サッシやドアの隙間を古新聞等で詰める ■ 厨房…ミキサー食、きざみ食への事前の対応 ■ 職員車・公用車の燃料満タン（エアコン、移動、電源確保） ■ 車からコンセント仕様での延長コードで、家庭用サイズの冷凍庫を活かす ■ 強制参集職員を含めた職員配置、勤務変更等への確認 ■ ３日分の献立表の確立と保管場所の確認 ■ ３～5 日分の飲料水の確保 ■ 薬局を通じてでしか入手できない医薬品、経管キット類は７日間の備蓄が必要 ■ 暴風雨、浸水等には、水切りドライワイパー（両端が幅広になっている）が有効 ■ 発電機、蓄電池の燃料等確認（作動確認） ■ ナースコール、センサーマット、ギャッジベッド等が電源喪失で不能になることから、転倒転落発生に注意 ■ 携帯電話、ピッチ、コール等が使用不能になることから、情報共有の手段を確保（ホワイトボード等活用） ■ 酷暑の中で、停電・断水、そして暴風により窓が開けられないことによる冷気の確保（冷凍庫の活用） ■ 夏期には、紙パックの野菜ジュースや豆乳ジュース、in ゼリー等を冷凍庫で凍らせる等の工夫を ■ 受電設備や非常用電源は地下ではダメ
台風 暴風	停電 断水	竜巻・飛来を想定 ●鉄塔、電柱の倒壊等による停電 ✓ エレベータ使用不能 ✓ 空調関係不能（エアコン等） ✓ 倒木等による職員通勤不能 ✓ ボイラー停止による入浴不可 ✓ トイレ使用不可 ✓ パソコン、テレビ、ネット類使用不能 ✓ ナースコール、センサーマット、エアマット類不能 ✓ ギャッジベッド使用不能、洗濯機使用不能	■ 食事提供時間の変更（夕食は早めの時間に） ■ 冷蔵、冷凍の温度設定は事前に強冷に(戻すのを忘れぬよう) ■ 懐中電灯の数量確認、電池等の確認 ■ トイレは、紙と排泄物とを分けて処理（詰まるため） ■ 浸水は一階からだが、暴風雨の場合、上層階から浸水する。窓サッシやドアの隙間を古新聞等で詰める ■ 厨房…ミキサー食、きざみ食への事前の対応 ■ 職員車・公用車の燃料満タン（エアコン、移動、電源確保） ■ 強制参集職員を含めた職員配置、勤務変更等への確認 ■ ３日分の献立表の確立と保管場所の確認 ■ 薬局を通じてでしか入手できない医薬品、経管キット類は７日間の備蓄が必要 ■ 暴風雨、浸水等には、水切りドライワイパー（両端が幅広になっている）が有効 ■ 発電機、蓄電池の燃料等確認（作動確認） ■ ナースコール、センサーマット、ギャッジベット等が電源喪失で不能になることから、転倒転落発生に注

		✓ 電子カルテ、記録類打込不能 ✓ 厨房、冷蔵・冷凍不能 ✓ ミキサー、フードカッター、スチームコンベクション等使用不能 ✓ 電話・Fax での受発注不能 ✓ 風圧によるガラス、ドアの破損 ✓ 飛来物での損壊に注意	意 ■ 携帯電話、ピッチ、コール等が使用不能になることから、情報共有の手段を確保（ホワイトボード等活用） ■ 酷暑の中で、停電・断水、そして暴風により窓が開けられないことによる冷気の確保（冷凍庫の活用） ■ 車からコンセント仕様での延長コードで、家庭用サイズの冷凍庫を活かす ■ 夏期には、紙パックの野菜ジュースや豆乳ジュース、in ゼリー等を冷凍庫で凍らせる等の工夫を ■ 受電設備や非常用電源は地下ではダメ ■ 暴風によるドア等の開閉に注意
大雪	停電 断水	**雪による交通渋滞を想定** ●豪雪の電線切断による停電 ✓ エレベータ使用不能 ✓ 空調関係不能（とくに暖房等） ✓ コンセントにつなぐファンヒーターは使用不能 ✓ 積雪等による職員通勤不能 ✓ ボイラー停止による入浴不可 ✓ トイレ使用不可 ✓ パソコン、テレビ、ネット類使用不能 ✓ ナースコール、センサーマット、エアマット類不能 ✓ ギャッジベッド使用不能、洗濯機使用不能 ✓ 電子カルテ、記録類打込不能 ✓ 厨房、冷蔵・冷凍不能 ✓ ミキサー、フードカッター、スチームコンベクション等使用不能 ✓ 電話・Fax での受発注不能 ✓ エアコン室外機に雪がかぶり通電していたとしてもエアコン使用不能	■ 食事提供時間の変更（夕食は早めの時間に） ■ 懐中電灯の数量確認、電池等の確認 ■ トイレは、紙と排泄物とを分けて処理（詰まるため） ■ 厨房…ミキサー食、きざみ食への事前の対応 ■ 職員車・公用車の燃料満タン（エアコン、移動、電源確保） ■ 強制参集職員を含めた職員配置、勤務変更等への確認 ■ ３日分の献立表の確立と保管場所の確認 ■ ３～5 日分の飲料水の確保 ■ 薬局を通じてでしか入手できない医薬品、経管キット類は７日間の備蓄が必要 ■ 発電機、蓄電池の燃料等確認（作動確認） ■ ナースコール、センサーマット、ギャッジベッド等が電源喪失で不能になることから、転倒転落発生に注意 ■ 携帯電話、ピッチ、コール等が使用不能になることから、情報共有の手段を確保（ホワイトボード等活用） ■ 冬期の場合、ファンヒーターではなく、反射式ストーブを使用 ■ エアコン室外機にかぶる雪の除雪が必要 ■ 軽油（ディーゼル）の場合、寒冷の程度によって凍ることがあるため、非降雪地域から降雪地域への移動の際、気をつける ■ 降雪時の車中泊では、排気口が雪で塞がれることによる一酸化炭素中毒に気をつける ■ 豪雪時の雪解けによる土砂災害は、春先の３月以降と言われている。豪雪や豪雨の数ヶ月後に何の前触れもなく土砂災害等が起こることも想定する
地震 **(噴火)**	停電 断水 ガス	**交通マヒ、停電、断水を想定** ✓ 交通機関マヒ、道路寸断による職員通勤不可 ✓ エレベータ使用不能（エアコン等） ✓ 空調関係不能 ✓ ボイラー停止による入浴不可 ✓ トイレ使用不可 ✓ パソコン、テレビ、ネット類使用不能 ✓ ナースコール、センサー	■ 懐中電灯の数量確認、電池等の確認（単１電池?） ■ トイレは、紙と排泄物とを分けて処理（詰まるため） ■ 厨房…ミキサー食、きざみ食への事前の対応 ■ 職員車・公用車の燃料満タン（エアコン、移動、電源確保） ■ 強制参集職員を含めた職員配置、勤務変更等への確認（盆暮正月等イレギュラーな日も視野に入れて） ■ ３日分の献立表の確立と保管場所の確認 ■ ３～5 日分の飲料水の確認と確保 ■ 薬局を通じてでしか入手できない医薬品、経管キット類は７日間の備蓄が必要 ■ 発電機、蓄電池の燃料等確認（作動確認） ■ ナースコール、センサーマット、ギャッジベット等が電源喪失で不能になることから、転倒転落発生に注

		マット、エアマット類不能 ✓ ギャッジベッド使用不可、洗濯機使用不能 ✓ 電子カルテ、記録類打込不能 ✓ 厨房、冷蔵・冷凍不能 ✓ ミキサー、フードカッター、スチームコンベクション等使用不能 ✓ 電話・Fax での受発注不能 ✓ ガス使用不能による厨房の混乱	意 ■ 携帯電話、ピッチ、コール等が使用不能になることから、情報共有の手段を確保（ホワイトボード等活用） ■ 冬期の場合、ファンヒーターではなく、反射式ストーブを使用（カセットボンベ型のストーブもある） ■ 地震の後の雨によるブルーシート等の確保 （ブルーシートを張るにはある程度の知識が…） ■ 頻発する余震の場合、足場も含め数日間の復旧は難しく、現有物資・人手で対応するしかない。 （強制参集や DWAT の応援要請が難しい） ■ 頻発する余震での液状化により、道路等が寸断された場合には、完全籠城型となるが、それへの備え ■ スプリンクラーの破損等による天井からの出水（職員全員が、止水の方法をマスターすべき）

※　南海・東南海巨大地震を念頭に、**「事前情報」**に伴う**「事前避難」、「後発地震注意情報」**にも留意

3　施設系・通所系・訪問系、個々に留意しておく点

[施設系]

…施設周辺の被災想定を頭に入れておく（避難経路図含め）

[避難経路図]　―作成の際の留意点―

□　**「線状降水帯」の発生を視野に、ハザードマップ上、浸水リスクが少ない場合であったとしても、膝 50 ㎝程度の浸水想定を前提に!!!**

グーグルマップで 3D をかけての高低差も考慮に（とくに山裾の事業所）

（国交省「重ねるハザードマップ」　ハザードマップ・ポータルサイトから）。

国交省「川の防災情報」　　気象庁「キキクル」は、秀逸だが、制度は半々!!!

● **「住まいの地盤診断サービス」（こくみん共済）から液状化を確認**

※　2021 年 5 月 20 日災害対策基本法の改正を受け、「一次避難所」「二次避難所」等の違いがなくなったことから、福祉避難所である場合、地域住民との調整が必要になる。

※　職員や在宅利用者の住まい図を作成。それと「重ねるハザードマップ」とをオーバーラップさせ、可視化し BCP を実効性のあるものに。

※　2 階以上の建物である施設の場合、大前提として避難ではなく籠城型が最適な考え方であると思っているが、スプリンクラーの破損、近隣の大火（林野火災）などの場合には避難しか選択肢はない。

※　夜勤帯での「垂直避難」を考えた場合、エレベータが使用できないなかでの避難であることを念頭に。

［通所系］

【平時からの対応】
・職員の人員確保。
・強制参集含めた、人員の確保。
・高齢者施設等、入居系サービス事業所との連絡調整を密にする。

【災害が予想される場合の対応】
・高齢者施設に併設されている通所事業所であれば、有事の際、入居施設側へ避難等も考えられるが、通所単体の事業であれば、他の入居施設系事業所に頼らざるを得ず、さらに水害等による浸水を考えた際、上層階がある施設系に併設されている通所事業であれば垂直避難もマンパワーさえあれば可能であるが、平屋造りの通所事業所であれば、垂直避難ができないことから、より早めの判断で施設系への避難が必要になる。
・豪雨等による水害の場合、どの段階で早めのサービス中止の判断を行うのか、躊躇われるため、大雨による早期中止の判断基準を定める。
・利用者の住んでいる地域の地理的リスクを考え、豪雨等による水害の場合、利用者宅が浸水エリアに該当しているような場合に、送り帰すことの是非について検討する必要がある。

【災害発生時の対応】
・「夜勤がなく夕方までの仕事」という業務形態であり、その理由で求人もかけていることから、小さい子どものいる女性の割合が職員のなかでも多いため、自然災害時の強制参集に限らず、感染症等のクラスターが発生した場合においても、圧倒的な人手不足に転じる。それらを踏まえ、人材確保に努める。

● 「早めに店閉いをするタイミング」　…　BCP 発動基準

…「防災」という視点の難しさ

● 「帰してもいい利用者と、帰してはいけない利用者の選別」

…「施設との連携協定」では???

[訪問系]

【平時からの対応】
・職員の人員確保。
・強制参集含めた、人員の確保。
・利用者の優先順位づけ（ヘルパーが馳せ参じなくても、3 日間自宅で持ちこたえることができそうな利用者には訪問しない等）。
・他の訪問系事業所との連携　（とくに感染症等でのクラスター発生時には）
・高齢者施設等、入居系サービス事業所との連絡調整を密にする。
【災害が予想される場合の対応】
・豪雨等による水害の場合、どの段階で早めのサービス中止の判断を行うのか、躊躇われるため、大雨による早期中止の判断基準を定める。
・利用者の住んでいる地域の地理的リスクを考え、豪雨等による水害の場合、利用者宅が浸水エリアに該当しているような場合のヘルパーの移動について、検討する必要がある。
【災害発生時の対応】
・訪問系サービスは、感染症等でのクラスター対応よりも、自然災害における対応の方が困難を極める。利用者の選別（訪問するか否か）だけではなく、実際に稼働できるヘルパーも限られ、かつヘルパー同士や事務所との連絡も通信手段の喪失等で絶えるなか、それらを想定した役割分担や、最小限であったとしても業務の継続につながる体制を図る（「平時からの対応」にも繋がる）。

● 「8 割の利用者を、家族や近隣住民にまかせる」
…訪問できない、ということを前提に　残り 2 割の利用者をどう生かすのか?
※　「警報等の発令時には、訪問できない場合がある」等の記載が、契約書等に必要

● 地域の訪問系、居宅系が、施設へ「他施設との連携」ということで連携協定書の締結で伺いを立ててくることが予想できる

● 施設側は、「ショートやデイを 1 回でも利用している在宅の利用者が優先」
…服薬含めた既往歴、嚥下状況が分かっていないと、わかった時には亡くなっていることが

4　他施設・他事業所との連携

…　以下の「4.他施設との連携」、「5.地域との連携」は、厚労省のひな形の番号

4　他施設との連携
　4-1　連携体制の構築
　　・他施設、他法人等、連携先との協議

　　・**「連携協定書の締結」**…1 法人 1 施設の場合と、1 法人多施設の場合とでは異なる!!

　4-2　連携対応（体制）　　…「連携協定に基づき」
　　・優先順位
　　・入所者、利用者情報の共有のための整理
　　・共同訓練

□　一法人多施設の場合、一法人一施設の場合　連携先が異なる?

連携できる「条件」とは‥?　（地理的リスクが同じと考えられる場合‥）
　　●　距離　　…「重ねるハザードマップ」等活用する
　　●　道路　（寸断・不通）　　…「重ねるハザードマップ」等活用する
　　●　構造　（平屋・上層階　、　多床室・ユニット）

（同一法人多施設の場合、上記の「条件づけ」、マッチング化は、しやすい）

5　地域との連携

　5-1　職員の派遣
　　・災害福祉支援ネットワークや災害派遣福祉チームの登録　…DWAT

　5-2　福祉避難所理運営
　　・受入人数、場所、条件等、受入れられない場合であったとしても、その際の諸条件を整える
　　・福祉避難所開設の事前準備として、防災備蓄物資、人材支援、行政・社協との調整窓口の設定、ボランティア等の受入情勢等の整備

□　D-WAT の登録状況は?
□　「被災した事業所となった場合」、「応援として駆けつける場合」
　　→　4 日目の朝に到着するとして（3 日間は自力）BCP 上の優先事項に沿う
□　福祉避難所となった場合、「4.他施設・他事業所との連携」協定に基づき、連携先との車両や人手の確保状況の確認
□　福祉避難所とならなかった場合、「4.他施設・他事業所との連携」で想定される連携先への応援体制は?

最後に

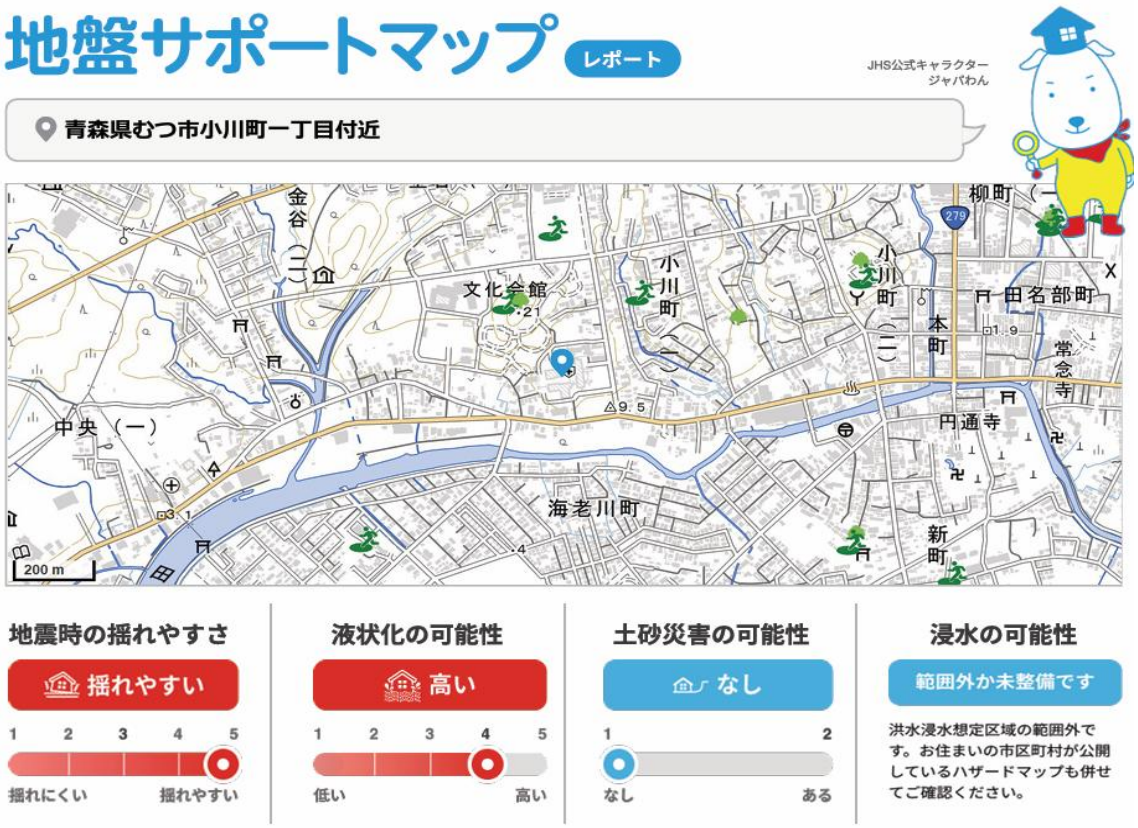

…2025 年 12 月 8 日（月）23：15　発災　震度 6 強　むつ総合病院の地理的リスク